

令和6年度 第23回 兵庫県ジュニアゴルフ選手権競技

実施要項

開催日：令和6年7月29日(月)
会場：ジャパンビレッジゴルフ倶楽部
〒669-2162 丹波篠山市今田町黒石釘貫191-1 ☎079-597-3888

- 競技規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
- 競技の条件：18ホールストロークプレー(昼食休憩あり)
- ティマーク：各種別のコースヤーデージ及びティマーク
小学生：男子 → 5,358Y 赤マーク(カート補助者付)
小学生：女子 → 5,358Y 赤マーク(カート補助者付)
中学生：男子 → 6,289Y 青マーク(カート補助者付)
中学生：女子 → 5,947Y 白マーク(カート補助者付)
高校生：男子 → 6,690Y 黒マーク(カート補助者付)
高校生：女子 → 6,289Y 青マーク(カート補助者付)
- 表彰：各部1位～3位(本大会表彰から高校3年生は除き、別途表彰)
- タイの場合：入賞についてタイが生じた場合は、「マッチング・スコアカード方式」により順位を決定する。
以下の順序により合計スコアを比較し順位を決める。
(小学生は前半1番からとし後半を10番からとする。)
① 10番ホール～18番ホールの合計スコア
② 13番ホール～18番ホールの合計スコア
③ 16番ホール～18番ホールの合計スコア
④ 18番ホールのスコア
⑤ 4番ホール～9番ホールの合計スコア
⑥ 7番ホール～9番ホールの合計スコア
⑦ 9番ホールのスコア
上記の方法でも決まらない場合は
⑧ 18番からのカウントバック
- プレーのペース：委員会は、ゴルフ規則5.6に基づきローカルルールみて方針を設定する。
- 練習場：練習は、練習グリーンでのパターのみとする。
- 競技の短縮：委員会は、コースの状態が適正なるプレー不可能と判断した時は、競技の条件に定めてあるホール数を短縮することができる。

付記

- 当日クラブハウス開館は午前6時30分、大会受付は午前6時40分とする。
- 指定練習ラウンド 令和6年7月1日～7月26日、平日通常営業日にて受付。プレー2名以上(保護者同伴)にて申込むこと。プレー費：選手6,600円(振興基金含む・食事補助1,000円付)
但し、保護者は通常料金・プレー無しの保護者は、カートが3,500円が必要。注意：引率はカート自走式の為、運転免許保持者とする。
ジャパンビレッジゴルフ倶楽部にお問い合わせの上、予約のこと。
- 体調管理のため、9ホール終了後、休息し昼食(限定メニュー)をとることとする。
- ゴルフ場利用税非課税手続きのため、本人確認できる書類(学生証・健康保険証等)をゴルフ倶楽部に提示すること。
- 当日表彰式を行います。成績発表後、表彰対象者はコンペルームに集合すること。
- 問い合わせ先：兵庫県ゴルフ連盟(078-392-0562)又は、ジャパンビレッジゴルフ倶楽部(079-597-3888)

主催：兵庫県ゴルフ連盟 主管：兵庫県高等学校・中学校ゴルフ連盟
後援：兵庫県ゴルフ協会



この大会は、「兵庫県ゴルフ振興基金」の助成を受けて開催します。

令和6年度 第23回 兵庫県ジュニアゴルフ選手権競技

開催日：令和6年7月29日（月）

会場：ジャパンビレッジゴルフ倶楽部

兵庫県ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズは、白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
但し、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他のホールに止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 南コース(小学生)1番・2番・3番・4番・5番・7番ホールにおいて、第1打がアウトオブバウンズに入った場合、前方ドロップエリアより、第4打にてプレーすることができる。
また、東コース4番・7番 西コース3番・8番のレッドペナルティーエリアに球が入った場合は、ドロップゾーンより1打付加してプレーすることができる。
3. 修理地は、白線をもってその縁を定める。
4. ジェネラルエリアにある排水溝はジェネラルエリアにある動かせない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 特定の用具の使用制限
 - a. 『適合ドライバーヘッドリスト。ローカルルールひな型 G-1』を適用する。
 - b. 『溝とパンチマークの仕様・ローカルルールひな型 G-2』を適用する。
 - c. 『適合球リスト・ローカルルールひな型 G-3』を適用する。
7. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：「ローカルルールひな型 G-9」を適用する。
8. 規則 5.5b は次のように修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない：
 - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
 - ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーンをテストする。
9. 危険な状況のためのプレーの中断は、カート付設の無線により伝えられる。
その他すべての中断もカート付設の無線により伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開はカート付設の無線により伝えられる。(規則 5.7b 参照。)
10. 修理地の白線で囲まれた区域とその区域につながられた動かせない障害物は、規則 16.1 に基づいて救済を受ける場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 移動

正規のラウンド中、乗用カートの乗車を認める。ただし、運転は各組帯同の競技補助委員がする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スタート前に掲示して告知する。
2. 練習は、練習グリーンでのパターのみとする。
3. 正規のラウンド中に2点間の直線距離以外の高低差などが計測できる距離測定器を使用した場合、プレーヤーは規則 4. 3a(1)の違反となる。
4. スタート時間10分前には、必ずティーイングエリア周辺に待機すること。
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。
6. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると ゴルフ規則 10. 2aにより罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。
7. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 角 典 久